

平成14年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

児童福祉週間とは	1
運動項目	
第1 児童福祉の理念の普及	2
第2 家庭における親子のふれあい促進	3
第3 地域における児童健全育成活動の促進	4
第4 児童虐待や少年非行等への適切な対応	5
第5 母と子の健康づくりの推進	6
第6 多様化する保育需要への対応	7
第7 障害のある児童に対する理解の促進	8
第8 児童の権利に関する条約の普及啓発	9

児童福祉週間とは

(1) 児童福祉週間は、児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調するため、昭和22年にスタートして以来、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

児童や家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加など大きく変化している。このため、次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。

(2) 本年度の「児童福祉週間」標語は「心で聴こう 子どもの言葉 心で観よう 子どもの姿」である。

これは、平成13年10月12日から11月31日まで全国募集を実施し、約4,600点の応募作品の中から選定された作品である。

(3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日（日）から5月11日（土）までの1週間とされているが、地域の実情によって期間の延長等を行うことは差し支えない。

(4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会及び（財）こども未来財団が主唱するものである。

(5) 関係省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体などの関係機関・団体の協力を得て実施する。

(6) 主な運動項目として、8項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化の進行や核家族化など、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、次代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。このため、行政のみならず、企業や地域社会が参加した社会全体による子育て家庭の支援について広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とうたわれている。
- (2) 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人一人が児童福祉の理念を認識するとともに、家庭の在り方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交し、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 児童福祉週間の行事の企画に際しては、児童福祉の理念を念頭に置き、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、地域社会のニーズに応じた行事を行うことが大切である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子どもの夢、将来の希望などについて話し合うなど親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

(1) 少子化の進行や受験教育の過熱などを背景として、親の過度の関心により子どもが家庭内で基本的生活習慣や規範意識、自立心、社会性等を身につける機会を減らす一方で、仕事の忙しさなどを理由に子どもに対して関心が十分払われていない家庭では、親子の交流が少なく、子どもにとって家庭が潤いのないものとなっているとの指摘がある。

家庭が子どもの健全育成にその役割を果たすためには、子どもが自分のできることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。また、平成14年4月から学校週5日制が実施されることから、このような家族関係づくりに役立てるため、一層親子がふれあう機会を提供することが必要である。

(2) 児童福祉週間においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが考えられる。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を、子どもが日頃から感じていることや夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。

(3) さらに、子ども会議や子ども討論会といった子ども自身が意見を発表する機会を提供したり、子どもの問題を子ども自身で解決する場を提供することにより、これを親たちが聞き、ともに考えることで親子の対話の促進が図られることが期待される。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などを利用して子どもに遊びを提供し、子どもが異なる年齢集団の中で遊んだり、自然の体験学習や社会参加活動を通じて子どもの心の成長に努めるとともに、これらを支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

また、夫婦共働き家庭が一般化している中で、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を活用して適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業の普及を図る。

(1) かつての地域には、子どもが安全に安心して遊べる場所が豊富にあり、異年齢の子どもが一緒に遊びまわる光景がいたるところで見られたが、核家族化が進み、家族関係や近隣の人間関係が希薄化する一方、受験競争の中でゆとりのない生活をしいられている現在では、地域から元気に遊ぶ子どもの姿が減りつつある。

(2) 児童福祉週間を契機として、児童の健全育成が推進されるよう、児童館などが中心となって、様々な地域資源を掘り起こし、異なる年齢集団の中での遊びを通じて友人関係を育み、自然の体験学習や社会参加活動などを通じて優しい心を持った思いやりのある子どもの育成に努めることが望ましい。

さらに、年長児童を中心としたボランティア活動や各地の地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の地域組織が主体となって各種の社会参加型活動を実施することにより、地域で子育て家庭を支援することが期待される。

(3) 放課後児童健全育成事業については、平成9年の児童福祉法の改正において、児童の健全育成施策の一つとして新たに法制化された事業であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を確保することにより、利用児童の健全な育成を図るとともに、少子化対策の一環として子育てと就労の両立を支援することが期待される。このため、新エンゼルプランにより計画的な増を図ってきたところであるが、「仕事と子育ての両立支援策」（平成13年7月閣議決定）を踏まえ、従来よりも上乗せをして実施か所数の増を図るなど、放課後児童健全育成事業の普及を引き続き推進する。

第4 児童虐待や少年非行等への適切な対応

児童虐待や少年非行に適切に対応するため関係行政機関をはじめ、児童福祉施設、学校、地域住民、児童委員等が緊密に連携する体制を整備し、早期発見早期対応に努める。

- (1) 最近の複雑、深刻化する児童問題の中でもとりわけ児童虐待については、児童相談所に持ち込まれる相談件数が急増しており、迅速かつ的確な対応が必要となっている。また、少年非行に関しては、刑法犯少年の検挙人数は前年より減少したものの、凶悪犯の検挙人数は増加しており、非行の凶悪化・粗暴化が深刻な状況となっているため、問題が深刻化・複雑化する前に、地域の中で早期に発見し、迅速に対応することが重要である。
- (2) 児童虐待や少年非行を早期に発見し早期に対応するためには、児童館、保育所、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員等が地域の実情に応じて協力する体制が必要である。
特に、児童虐待については、早期発見のために啓発等を推進することが重要である。
- (3) 児童福祉週間においては、学校、P T A、地域住民等に児童虐待に対する国民の通告義務（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条）の周知徹底を図るとともに、児童相談所においては、街頭相談を行ったり、人の集まる場所で一日児童相談所を開くなど、児童や親、地域住民が気軽に相談できる契機とすることが望まれる。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性の保護及び乳幼児の健康の確保は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性の保護及び乳幼児の健康の確保は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に進展し、乳児死亡率は世界最高の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、児童福祉週間においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、一日育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、思春期の児童が赤ちゃんに接する機会が少なくなっていることからそのような機会を設けることや、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなっていることに鑑み、地域の子育て経験者による育児相談の開催等児童福祉週間中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要の増大・多様化に対応し、保育所における低年齢児保育や延長保育等の事業の充実に努めるとともに、育児講座等の活動を通じて保育所の地域における子育て支援センターとしての役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育サービスについては女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることに対応するため、低年齢児保育や延長保育・一時保育等の一層の推進を図る「新エンゼルプラン」を着実に推進するとともに、特に都市部を中心に対機児童の解消を図るために、地域の実情に応じた「待機児童ゼロ作戦」を進めることとしている。
- (2) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、保育所等を活用した地域における母親等に対する相談、仲間づくり、子育て指導を行う地域子育て支援センター事業を実施するなど、保育所が地域における子育てセンターとしての役割を担うようその活動の充実、強化を図っていくことが必要である。
- (3) 児童福祉週間中においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある児童に対する理解の促進

障害のある児童の地域での生活を支援するため、地域住民一人一人が各種の福祉活動等に積極的に参加することができるよう地域活動の推進に努める。

(1) 障害のある児童の福祉を実現するためには、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念に沿って、障害のある児童の社会的自立を促進するとともに、できるかぎり地域で生活できるような環境をつくることが重要であり、地域における障害児療育システムの構築等を進める「障害者プラン」を着実に推進することとしている。

その達成にむけて、数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記した「障害者プラン」が平成7年12月に策定され最終年を迎えていいるところであり、安心して地域で生活することができる地域療育体制の計画的な整備等を行っているところである。

(2) 児童福祉週間の行事としては、障害のある児童が積極的に参加できる機会を提供するとともに、地域住民の理解の促進が図られる交流の場を数多く提供することが望まれる。

(3) また、障害のある児童ができるかぎり地域で生活するためには、障害の早期発見、早期療育の推進、在宅福祉の充実といったライフサイクルに応じた幅広い施策の推進が必要であり、この機会に障害のある児童が地域で生活する上の基盤整備を図ることが期待される。

第8 児童の権利に関する条約の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、開発途上国の子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動への理解を促進する。

- (1) 平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」は、世界のすべての子どもの尊厳と生存、保護、発達などの権利を保障し、子どもが社会の中で自立した責任のある構成員に育つよう援助することをめざしたものである。
- (2) 児童福祉週間においては、本条約の普及啓発に努めるとともに、世界の子どもにも目を向け、開発途上国の子どものパネル展示などを通じて、世界の子どものおかれている現実を認識し、子どもの健康や栄養増進のための国際協力活動の必要性について理解を深めることが望まれる。